

平成17年7月8日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
浄化槽専門委員会
委員長 加藤三郎様

全国環境整備事業協同組合連合会
浄化槽部会長 立野大輔

平成17年の浄化槽法改正に伴う省令事項及び浄化槽の
維持管理に係る業務の在り方について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今回の浄化槽法の改正により、法律の目的に公共用水域等の水質保全等を加え、し尿及び雑排水を適正に処理することを明記するとともに放流水の水質に係る基準を設けるなど、合併浄化槽に相応しい法体系を整えられたことについては、当連合会としましても評価をしているところです。

しかしながら、その具体化については多くが省令に委任されていることから、今般の省令改正は、大変重要な改正だと思います。これまで設置者から「わかりにくい」という声や浄化槽に対する不信感の原因となってきた現行の浄化槽管理体制等を見直し、真に国民から信頼され、水質保全に貢献できる施設に相応しい管理体制等を構築する絶好の機会と思います。

このような観点から、次に掲げる事項について別紙のとおり提案申し上げます。

記

1. 保守点検回数について
2. 7条及び11条検査の目的と実施時期について
3. 清掃の技術上の基準の強化について

別紙

1. 保守点検回数について

(提案内容)

- 省令第6条第1項及び第2項を次のとおり改める。 (表1)
净化槽(みなし浄化槽を含む。)に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回とする。(以上を削除)
- 省令第6条第4項を次のとおり改める。 (表1)
駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給については、定期点検時に行うものとする。「前項の規定にかかわらず、必要に応じて」を削除、「定期点検時に行うものとする」を挿入)

(提案理由)

- 我々業者はこの「以上」及び「必要に応じて」という省令の規定に沿って設置者と維持管理契約を結びますが、全国の契約状況を調査したところ実に様々で、業者独自の法解釈や、監督官庁の様々な判断で決められて、設置者不在の一方的な契約回数となっているのが現状です。その原因はこの規定にあり、設置者に不信感を与える原因にもなっている。
- 点検に必要な時間
毎月点検(年12回点検)は、設置者に過大な費用負担をかけるばかりでなく、保守点検の意義を貶めることになり、設置者に不信感を抱かせる最大の原因になっている。保守点検の技術上の基準は、浄化槽法第4条第5項の規定を受けて省令第2条で定められている。この技術上の基準に沿って保守点検業務を行うと1基につき30~40分の時間がかかる。1人の浄化槽管理士が行える浄化槽の保守点検は、移動時間も考慮すれば1日あたり9基程度と考えられます。
- 每月点検の仕組みは、単独浄化槽が主流であった昭和50年代から始まった。当時は1回の点検料金が3千円、年間9千円~1万2千円程度でした。12回点検では1回を2千円に値下げし、年間2万4千円、売上げは2倍、同じ浄化槽管理士の数で1万件こなすと差額利益は年間1億2千万

円となる仕組みです。この結果、1人の浄化槽管理士は、通常の4倍の基数を行わなければならなくなり、必然として「5分間点検」を横行させる原因になっている。（表2） 1日480分÷36基=13分*

*13分には始業点検、設置者宅までの移動時間、設置者へのあいさつ、点検器具の現場搬入、マンホールの開閉、記録表及び請求書の作成及び交付並びに帰社後の書類整理等の時間が含まれており、これらを考慮すると浄化槽の点検に費やす時間はほとんどない。浄化槽の点検業務として実施しなければならない業務を次に列挙する。

- ・放流管開口部及び放流先水路周辺の状況の確認
- ・消毒槽（室） 薬剤の消耗状況、補充及び接水状況の確認、残留塩素の確認及び薬剤の補充
- ・放流水透視度、外観の確認
- ・生物反応槽（ばっ気槽（室）、接触ばっ気槽（室））等の稼働状況の確認
- ・沈殿槽（室）の汚泥堆積、スカム生成状況と対策
- ・一次処理装置の汚泥蓄積及び挙動の確認
- ・浄化槽の破損、変形の有無の確認
- ・清掃時期の判断
- ・付帯機器設備の稼働状況の確認—調整
- ・作業終了時の開口部の密閉の確認
- ・設置者への検査の結果報告

○ 関係業者の連携の必要性

設置者には清掃、保守点検及び法定検査の三つの義務がある。三つの業務は連携の義務付けがなく、それぞれの勝手な都合のみで行われている。最悪の場合は同じ月に三業務が一度に行われるという場合も発生している。このことも設置者に「わかりにくい」と感じさせ、不信感を持たせる原因となっている。各業者が連携を図り作業実施月等の調整をルール化することが必要です。

○ 消毒薬切れについては、現在塩素化イソシアヌール酸を主成分とする有機系塩素剤を使用すれば膨化することなく、また、点検時に満タン補充すれば4ヶ月間は消毒効果は低下せず持続する。

プロワーについては、昭和50年代後半から各メーカーは電磁式プロワ